

民生福祉常任委員会会議記録

1. 日 時	令和7年12月1日 令和7年12月1日	9時30分開議 15時40分散会
2. 場 所	議員協議会室	
3. 出席議員	稲山悟委員長、岡圭子副委員長、小島政行委員、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、桐村裕一委員、上田英樹議長	
4. 欠席議員	なし	
5. 会議に付した事件	議案第66号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例	
6. 議事の経過	<p>稲山委員長 挨拶</p> <p>稲山委員長 会議宣告 9:30 開議</p> <p>日程第1 議案第66号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p>【消防本部】 ■ 予防課 消防本部より説明</p> <p>【主な質疑応答】</p> <p>小島委員 説明資料の改正の趣旨のところ、林野火災注意報と林野火災警報について、詳細な説明をお願いします。</p> <p>消防本部 主な改正点としましては、注意報について国が示している発令基準がありますが、基準を超えた場合に注意報を発令することになりまして、努力義務を課すこととなります。努力義務につきましては、条例の第29条の部分になっております。新旧対照表に載っている内容について、努力義務が課されます。警報につきましては、注意報が発令されており、それにプラス強風注意報が発令された場合やほかに火災が多数発生していたり、近隣の消防本部が火災警報を発令している状況等を鑑みて、発令することにしております。その場合につきましては、条例の第29条の部分は義務となります。</p> <p>小島委員 市民の方にも分かりやすい注意報と警報の違いの説明はあります</p>	

	か。
消防本部	林野火災注意報の発令基準がありまして、前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の降水量が30mm以下、かつ乾燥注意報が発令されている場合に林野火災注意報が発令されることとなります。今、言いました基準にプラス強風注意報が加われば、警報に切り替わることとなります。
桐村委員	「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記する」とありますが、このなかには農業でされているものを燃やす場合も含まれているのでしょうか。
消防本部	農業を含むすべての行為が対象になります。今回、新たにたき火も加わったこととなります。
桐村委員	今までは農業のものは構わないと思っている人が届け出をしなくてもたき火などをされていて、消火器とバケツを置いておけば大丈夫と思われている方が多いので、条例改正後に告知などをされることは考えられているのでしょうか。
消防本部	今回の案件につきましては、指定地域である山林や原野、山すそを対象としていますので、今まで条例の45条で火災とまぎらわしい届出があった時に関して、その付近で焼却行為、要するにあぜ焼やたき火等の行為を行う場合、注意報であれば努力義務で、警報が発令された場合は中止、延期をしていただくこととなります。また、この点につきましては、消防本部で広報活動を行いまして、周知徹底を行うようにしてまいりたいと思っております。
稲山委員長	今日、追加で配っていただいた資料に区域図が付いているんですけど、説明が最初になかったかと思うので、この部分について、もう少し説明を頂いてから質疑も深めていきたいと思っておりますので、資料を配られた意図も含めて説明お願いいたします。
消防本部	添付しております参考資料に図面をつけています。そちらが発令区域を指定する場合の部分として、黒塗りの部分で、区域の一部ですけれども、篠山城付近の山林の部分を示しております。この地図につきましては、森林法で決められておりまして、都道府県知事が森林計画を作成するときにつくられる計画図を参考に、境界がしっかり書いてありますので、指定する部分として挙げさせていただいております。
降矢委員	市民の方が林野火災の注意報、警報を知るには、どこにアクセスをすれば分かるのでしょうか。
消防本部	発令につきましては、今のところ検討しているのが、市のホームページ上やSNSで発信すること。あと、関係機関には連絡いたし

	<p>ますので、そちらのほうにもし問合せ等がありましたら、分かるようにさせていただこうかと考えております。あと、警報が出た場合の対策については、警戒ということもありますが、そちらのほうは今検討中です。</p>
堀毛委員	<p>今回は山林火災予防の一環として、法律が改正され、それに基づき、条例改正ということになるわけです。区域外では、これまでどおりという理解でよろしいですか。</p>
消防本部	<p>規制区域外につきましては、規制しない予定ですので、いつもどおりの生活になります。</p>
堀毛委員	<p>山林火災予防のための改正であります。冬場はどうしても乾燥、強風という、火災にとっての条件が悪くなる季節でもあります。実際、冬場について、今回はたき火が明記されるということが書いてありますけれども、一般的にたき火というと、どの範囲を言うのかがなかなか解釈が難しいところですが、たき火といった場合、消防署の判断では、おおむねどのようなものがたき火というものの範疇に入るとお考えでしょうか。</p>
消防本部	<p>参考資料にたき火の定義ということで付けさせていただいていますが、総務省消防庁からたき火とはどのようなものかということで資料が出されているものがあります。たき火については設備や器具を使用しなくて、焼却されるはだか火をたき火として考えております。一応、たき火でないというところですが、バーベキューコンロや七輪等で炭を使っての調理は、たき火とは認めておりません。あと、キャンプの携帯用のバーナーがありますが、そういったものの調理についても、消防庁からたき火でないということは示されております。実際にたき火がどんなものかについては、個別に判断するしかないですけれども、はだか火で炎が出て、火の粉が飛び火災危険のあるものについては、たき火として考えております。</p>
堀毛委員	<p>冬場に指定された区域の中でバーベキューをする人は少ないと思うんですけれども、一つ私は今回質問したのは、いわゆる「とんど」について、これは幅広く現在でも行われている習慣ですが、とんどについても、指定区域外であれば、かなり強風が吹いたり、乾燥していたりしても構わない。区域内であれば、とんどはいけないという判断でよろしいのでしょうか。</p>
消防本部	<p>おっしゃられたように、区域内外で分かれておりまして、とんどに関しても、区域外であれば問題ありませんけれども、区域内であれば、行ってはいけないことになります。あくまでも警報が発令され</p>

	たときになります。
堀毛委員	今回の改正で火災予防を条例上の火気の使用による野焼き等の届出が増えるという感触でしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。
消防本部	当消防本部におきましては、たき火等も以前から含まれた行為と認識しておりますので、今回、新たにたき火を設けられていますけれども、件数的には大きくは変わらないと認識しております。
岡副委員長	施行期日ということで、令和8年1月1日からから施行されるということですが、下に1月から5月に全国的に林野火災が多発することから、周知時間を設けずに施行するとの記述がありますが、このことについてもう少し説明をいただきたいです。また、丹波篠山市には、山間部が多く、指定区域がたくさんありますが、市民の方への周知はこれからどのようにされるのかということもお聞きしたいです。
消防本部	施行期日につきましては、1月1日からということですが、それにつきましては総務省消防庁から、林野火災の危険が高まる令和8年に間に合うように、できるだけ運用してほしいという通知がありまして施行日をこの日にしている状況です。
消防本部	一般市民への周知徹底につきましては、丹波篠山市のホームページ、デカ防ネット、消防本部が行っています公式のSNS、防災無線の活用、また、若干遅れますが、市の広報紙等を活用しまして、一般市民向けに広報を行うことを計画しております。
岡副委員長	SNSは消防本部が出されているInstagramのほかにありますでしょうか。
消防本部	フェイスブックとInstagramの2つになります。
岡副委員長	市民への周知として、ポスターといったものはないということですか。
消防本部	各自治会長様宛てに広報を市民さんに回覧していただくようお願いをするつもりです。
消防本部	政府からの広報がありまして、それについては、令和8年1月から政府関係の広報が始まる予定になっております。あと、総務省消防庁からチラシ等の配布に関しましては、デザイン等が1月以降に回ってきますので、それを利用してのチラシ等の作成になる予定になっています。
堀毛委員	先ほどの区域指定の件ですが、丹波篠山市には、もともと火入れ条例があります。火入れ条例は森林または森林の周囲1キロメートルの範囲ということになっているんですが、森林の周囲1キ

	<p>ロメートルの範囲というのと、今回提示された森林計画図による区域指定というのは、重なると考えてよろしいですか。もしくは違うんでしょうか。</p>
消防本部	<p>区域指定につきましては、できるだけ市民の生活が制限されないように森林の山裾ぐらいまでを消防本部は区域指定させていただこうと思っております。火入れ条例につきましては、1キロ範囲内が指定されていますけども、消防が言う注意報、警報が発令した場合には、火入れ許可自体が取消しとか、中止の判断基準より厳しくなっておりますので。それには余り影響はないと考えております。</p>
堀毛委員	<p>今回の区域指定のほうが、火入れの範囲よりは狭くなるということですね。承知しました。</p>
降矢委員	<p>1点、ご提案をさせていただければと思います。今月、女性消防団が商業施設3か所で火災予防の啓発運動を行われますので、その際に、配布物としても、林野火災の警報注意報のことに一緒に配れるかなと思いますので、ご用意いただければ、配付できるかと思います。</p>
消防本部	<p>去年から女性消防団の方にもお世話になりながら、こちらも啓発活動しておりますので、書類は持って行かせていただいて、ご協力をお願いするかもしれませんけど、よろしく願いいたします。</p>
岡副委員長	<p>林野火災の月別の発生状況について、ご説明がなかったのでお聞きしたいですが、発生が特に多いのが3月、4月、また夏の8月となっているんですけども、これはどういった原因なのか、また対処方法などはあるんでしょうか。</p>
消防本部	<p>年間を通じまして、火災件数が多い月、3月、4月につきましては、やはり焼却行為からの延焼というのは多くあります。また8月になりましたら、自然現象としてよく雷が発生しており、雷が落ちることによって、火災が発生している状況です。主に多いのは3月から4月で、こちらの対応としましては、消防本部だけではなく、市民安全課や他の部局と協力し合い、火災対策予防を講じている状況です。</p>
上田議長	<p>ポイントとしては、大体、区域と言ったら、今までの考え方のなかで、西紀区域、丹南区域、城東区域というような、一般市民の方はそういう区域と思われると思いますが、今回は、森林計画図に定めてある境界が区域ということで指定をされると思っているんですけど、市民の方に森林計画図はどのようにお示しをされるつもりですか。分からない方がたくさんおられると思いますので、提案になりますが、区域というのは、先ほど言ったとおり、兵庫県の森林計</p>

画図に基づく森林地域を区域と定めるということははっきり明記されたらいいと思います。それと兵庫県のホームページで、丹波農林管内の森林計画図が旧町ごとにあります。それをきっちりと周知のときに消防本部からホームページやSNS等でされるとと思いますので、そこにリンクを張ってください。それですぐに分かりますので、この区域が森林計画図に定められている区域だということが、兵庫県のホームページでありますので、そのことを示していただいたら、詳しいことが載っていますので分かると思います。それとプラスして、女性消防団のことが出ていたんですけども、消防団の関係は今後どうされますか。1番身近なのが消防団だと思います。消防団との連携についての考え方を教えてください。

消防本部

消防団の方につきましては、現在、依頼をする予定ですが、ただ団員の方も普段勤務されていますので、土日等で適宜パトロール等を行っておられますので、その際に火災等を発している行為を発見された場合には、近づいていただいて、焼却行為をされている人に対して注意を促していただこうかと思っております。

消防本部

団員の方にも理解をしてもらう必要がありますので、今度12月7日に消防団の幹部会があり、そのときに担当課から詳細について説明をさせていただいて、そのあと団員の方にも周知していくという流れを予定しております。

上田議長

消防団の研修のときに、丹波篠山市火災予防条例の一部改正があって、森林計画図の中で強風などが出たら、絶対火を起こしては駄目ですというのが分かると思います。市民の方も強風が吹いているときに燃やす人はそれほどいないと思います。皆さん、その辺はやっぱり気を付けていますので、ある程度、心配はしていませんが、区域というところがやっぱり1番のポイントだと思いますので、農林管内の森林計画図、今日資料で参考につけていただいたものは、旧篠山町の篠山区域の部分をつけられていると思うんですけど、区域の説明が出てこなければ、兵庫県の森林計画図が旧町ごとにどこが区域で境があると言いうことも知りませんでした。資料が出てきて区域とはどんなものかと思って、初めて検索して調べましたので、その辺の区域の資料は周知いただきたいと思っております。

稲山委員長

周知の部分については、市民の方もですが、先ほど議長が言われたとおり、消防団員の方が知らないというのは、市民の方にもなかなか説明もしにくいだろうと思いますので、消防団の方にもしっかりと幹部会通じて、特に年末警戒で各分団もそれぞれ集まる機会があると思います。きっちりと書面であったほうがいいと思いますので、

書面で伝えるようにしていただくようお願いをしたいと思います。その上で何点かだけ聞かせてください。

今、区域の話が出ていますが、もし示せるのであれば、面積がどれぐらいに当たるのか。具体的な数字を出せるのであれば、面積をお示しください。

また、参考資料で昭和53年から令和6年までの林野火災の月別の発生状況を示していただいているんですけども、これまでの消防本部がご経験されたなかで、大船渡市のような大規模な火災はないと思いますけれども、多紀郡時代も含めて、1番大規模な林野火災というのはどこがあったのか。私も団員のときには林野火災は行ったことあるんですけども、どこが大規模なのか、どういったところが1番危険区域なのか。特に最近は山に入っていないので、大規模な火災が発生する可能性が非常に高いと思いますので、その辺のことをご記憶程度でも構いませんので、お聞かせください。

消防本部

説明が遅くなったんですけども、月別の火災発生状況の資料につきましては、期間の指定ということができておりますので、期間を指定するための参考につけさせていただいている資料となります。市内での最大の林野火災ですけれども、平成3年に本明谷の林野火災580アールの焼損が最大です。国がいう大規模火災には全然該当しない面積になっており、そのとき死者が2名でしております。

区域の面積につきましては、森づくり課が出されている森林整備計画にでてきていますが、それが兵庫県知事の指定されている地区を含むだけなのかということがまだ判断できませんので、そちらについては、調べさせていただきます。(後刻、資料提出済み)

稲山委員長

こういった大規模火災は起こらないこしたことはないと思うんですけども、万が一、丹波篠山市で大船渡市のような大規模火災が起こったときの消防団員を含めた応援体制、多分消防本部だけでは対応できないと思いますので、当然、県の消防本部のへりも出ていただかないといけないと思いますし、起こったときにこういった体制で消防本部は取り組まれる予定でいるのかについて、聞かせてください。

消防本部

大規模な林野火災につきましては、基本的には県の防災へりによる散水を依頼します。それでも対応し切れない状況であれば、隣接消防の応援を行います。それでも対応できないほど、規模が大きい場合は緊急消防援助隊の要請を段階を踏まえて、要請する形になっています。

稲山委員長

当然、そういった体制も取っていただくようお願いしたいと思います

います。最後に消防本部で把握されている範囲で、この区域でもし火災が起これば、非常に大規模な火災になるだろうということを想定されているのであれば、そういったところをお聞かせいただきたいと思います。いろんなところが危険区域になってきているかと思うんですけども、特にこの辺で起これば非常に心配だという地域について、複数か所でも構いませんので、想定としてお聞かせください。

消防本部

特にこの冬から春先にかけては、林野火災が全国的にも多いんですけども、登山のハイカー等が春先になると増えますので、そういったところで可能性があるのは、三嶽や白髪岳など、登山コースがあるような山というのは非常に危険かと考えています。

小島委員

地元の消防団にも定期的に消防車で啓発していただいています。本来はそういうふうに消防団もしくは消防本部が該当の地域を消防車等で走って、皆さんに伝えるのが一番いいかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

消防本部

巡回広報が非常に有効かと考えておりますので、また消防団の方にもご協力いただき、消防本部でも発令された場合には、巡回広報に回っていきたいと考えております。

## 日程第2 議員間協議

### 議案第66号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

— 意見なし —

## 日程第3 討論・表決

### 議案第66号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例

— 討論なし —

— 全員賛成、可決 —

稲山委員長

以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

稲山委員長

異議なし と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び

意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

岡副委員長 挨拶

15:40 散会